

日曜にも受け取れます
マイナンバーカード

※マイナンバーカード交付案内が届き、暗証番号設定用のはがきを出して7日(祝日を除く)以上経過している人



日 11月26日(日)
8:30~12:00
次は平成30年1月28日(日)です。

場 本庁市民課のみ
※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は11月21日(火)までにご連絡ください。

備・マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)
・本人確認書類(交付案内参照)
・通知カード(回収します)
・住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)

問 市民課(☎0848-38-9102)

金曜は午後7時まで市民課
関係窓口を時間延長します

場 本庁市民課、因島総合支所市民生活課
内 戸籍、住民票、印鑑・所得証明書の発行、マイナンバーカード・パスポートの受け取りなど
※住所変更、パスポートの申請はできません。

問 市民課(☎0848-38-9102)
因島総合支所市民生活課
(☎0845-26-6208)

※所得に関する証明については、事前に担当課へご確認ください。

問 収納課(☎0848-38-9172)
因島瀬戸田市民税係
(☎0845-26-6227)

11月30日は「年金の日」
「ねんきんネット」のご活用を

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

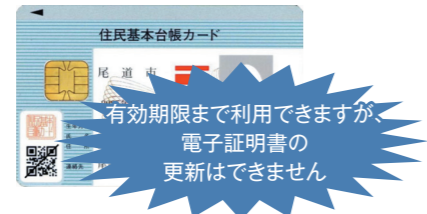
「ねんきんネット」では、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額を、さまざまなパターンで試算することもできます。

※詳しくは、日本年金機構のホームページで
ご確認くださいか、お問い合わせください。

HP <http://www.nenkin.go.jp/>

問 三原年金事務所
(☎0848-63-4111)

e-Taxを利用する人は電子証明書の
有効期限をご確認ください



住民基本台帳カードの電子証明書は更新できません。

電子証明書の有効期限は、住民基本台帳カード表面には記載されていないので、専用ソフトや市役所の窓口でご確認ください。

有効期限切れの場合は、
マイナンバーカードの取得が必要です。
(申請から受け取りまで3~4週間必要です。)

問 市民課(☎0848-38-9102)

年末調整説明会

■しなみ交流館

日 11月20日(月) 13:30~15:30

■芸予文化情報センター

日 11月21日(火) 13:30~15:30

内 平成29年分年末調整の仕方や法定調書の提出方法の説明など

問 尾道税務署(☎0848-22-2181)

11月11日(土)~17日(金)は
税を考える週間です

期間中、国税庁ホームページでさまざまな情報を提供しています。税について、この機会にぜひ考えてみてください。

HP <http://www.nta.go.jp>

問 尾道税務署
(☎0848-22-2131)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書は
年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際に添付してください。

■対象・送付時期

・平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人:11月上旬

・10月以降に今年初めて国民年金保険料を納付した人:平成30年2月上旬

問 ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004(ナビダイヤル))

平成29年秋の火災予防運動

『火の用心 ことばを形に 習慣に』

11月9日(木)~15日(水)は、平成29年秋の火災予防運動

■「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」

— 3つの習慣・4つの対策 —

【3つの習慣】

○寝たばこは、絶対やめる

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する

○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

【4つの対策】

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

○寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する

○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する

○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

問 消防局予防課(☎0848-55-9123)

医療費控除に新たな特例
セルフメディケーション税制が始まります

医療費控除の特例で、平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品※を購入した場合、購入費用の一部が控除の対象になります。(従来の医療費控除と同時に適用できません。)

※スイッチOTC医薬品とは?



薬局やドラッグストアなどで販売されている医療用から転用された医薬品で、このマークがついているもの。レシートの商品名に★などのマークが表示されます。

対象医薬品は厚生労働省のホームページで確認できます。

HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

領収書	
ドラッグ	〇
2017年11月10日(金)	
★印はセルフメディケーション税制対象商品です。	
★〇〇〇(商品名)	800円
〇〇〇	500円
小計	1,300円
合計	1,300円
(内消費税)	96円
現計	1,300円

対象となる人(次の①~③すべてに該当する人)

- ①所得税か住民税(所得割)が課税される人
- ②健康の維持増進や疾病予防のために、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、人間ドック、がん検診などを受けた人
- ③スイッチOTC医薬品の年間購入金額が合計12,000円を超えている人(同一生計の家族分を含む)

控除額

スイッチOTC医薬品の年間購入金額(同一生計の家族分を含む)が合計12,000円を超える場合に、その超える部分の金額が控除されます。(上限88,000円)

(例)課税所得400万円の人が、対象商品を年間20,000円購入した場合

課税所得から8,000円を控除(対象医薬品の購入金額20,000円-12,000円=8,000円)

→所得税:1,600円の減税(控除額8,000円×所得税率20%=1,600円)

住民税:800円の減税(控除額8,000円×住民税率10%=800円)

手続き

控除の適用を受けるためには、確定申告や市・県民税の申告が必要です。申告に必要な書類は次のとおりです。

- ・特定健康診査、予防接種、定期健康診断などを受けたことがわかる領収書や結果通知表
- ・医療費控除(セルフメディケーション税制)に関する明細書または対象医薬品を購入したことがわかるレシート、領収書



申告に当たっての注意

- (1)従来の医療費控除
 - (2)セルフメディケーション税制による医療費控除
- (1)(2)どちらか一方を選択して適用となります。また、どちらかを選択して申告した後に選択を変更することはできません。

問 市民税課(☎0848-38-9154)